

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

8月号 Vol. 100

今月の SMILE

今月はハイビスカスです



まいど おおきに！

暑い日が続きますね。ということで、今月の表紙は、海と白色の“ハイビスカス”にしました。ハイビスカスの花言葉は「新しい恋」「繊細な美」「あなたを信じます」「信頼」「**勇気ある行動**」です。

7月は社会保険の基数に調整があったので、皆様の会社におかれては、社会保険の費用が上がったのではないのでしょうか？これについては今月号の中で取り上げているのでご参考ください。また弊誌6月で取り上げた「スパイ防止法」に続けて、7月1日から「対外関係法」が施行されました。これについても今月号で、金杜法律事務所によるこの法律の要点を載せましたのでご参考ください。

7月19日に、中国共産党中央委員会と国務院は、「民間経済の発展と成長の促進に関する意見(关于促进民营经济发展壮大的意见)」を正式に発表しました。この意見では、8つの側面と31の施策により、民間企業の信頼を高め、民間経済に質の高い発展の促進をもたらすことを述べています。具体的には、公正競争制度の枠組みと政策実施メカニズムを改善し、あらゆる種類の所有権を持つ企業を公平かつ平等に扱うこと、また社会全体が民間経済と民間起業家について客観的、正確かつ総合的に理解できるよう指導する、ということ述べています。今、中国経済にとって、民間企業が元気になることが必要だということを表していると思います。

そして同じ7月19日に、アメリカの下院政府監督委員会の公聴会で、日本の国税庁にあたるIRSの内部告発者2人による、バイデン大統領の息子のハンター・バイデン氏に対する脱税捜査が妨害されたという驚きの証言がありました。この発端は、2018年にハンター氏の脱税容疑が浮上り、IRSは捜査チームを発足し捜査を開始しましたが、司法省などの介入や十分な証拠がありながらも連邦検事補がその使用を禁止するなどがあり、現場の不満は爆発し、今回の公聴会での証言となりました。下院政府監督委員会のコマー委員長は、公聴会の冒頭で、「本日はキャリアを賭して重要な証言をしてくれた勇敢な内部告発者の方々をお迎えます。これは簡単な決断ではなかったことを承知しています。」と言って、この内部告発者の勇気に敬意を表して迎えました。内部告発者はIRSの職員、ゲイリー・シェイプリー氏とジョセフ・フジグララ氏です。大統領とその大統領の息子の犯罪に関わる内容を自ら内部告発するわけですから、当然職を失うか、もしかしたら命を失うことにもなりかねません。では彼らが内部告発をするに至った動機は何だったのでしょうか？それについてシェイプリー氏は、証言の中でこう言っています。「私はどちらの党(筆者注:民主党か共和党か)を支持するためにここにいるわけではありません。私がここにいるのは、私たちの税制が、その人のラストネームや政治的コネクションに関係なく、誰に対しても公平かつ平等である、という確信をアメリカ国民が持っていなければ、アメリカの税制は成り立たないからです」と語りました。つまりラストネームがバイデンだからとか政治的コネクションが大統領だから、何やってもいいというのではなく、全ての人に公平平等でなければならない、という信念が彼らを行動へと促したのだと思います。まさに今月の花言葉、「勇気ある行動」ですね。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！

中国経済情報

マクロ経済情報

中国輸出、6月は前年比-12.4% 予想以上の減少

中国税関総署が7月13日発表した6月の貿易統計によると、輸出は前年比12.4%減少、輸入は同6.8%減少でいずれも予想以上に減少した。

ロイターがまとめたエコノミストの予想は輸出が9.5%減、輸入は4.0%減だった。

中国経済はゼロコロナ政策解除を受け第1・四半期に力強い回復を見せたが、その後減速している。

輸出の落ち込みは3年以上前の新型コロナウイルスのパンデミック(世界的大流行)初期以来の大きさだった。

中国の輸入の先行指標とされる韓国の対中輸出は6月に19.0%減と、昨年10月以降で最も小幅なマイナスにとどまったが、電子製品の製造に使用される半導体など部品の需要が依然として弱いことを示した。

中国税関総署のデータに基づくロイターの算出によると、6月の対米貿易黒字は287億2千万ドルと、5月の281億6千万ドルからやや拡大した。1~6月では1,514億4千万ドルとなった。

税関総署によると、人民元建てでは6月の輸出は前年比8.3%、輸入は2.6%それぞれ減少した。

詳細について、下表をご覧ください

2023年6月全国進出口総額表
(2023年6月全国輸出入総額表)
2023年7月13日

(注:括弧内のは日本語訳である)

単位:亿美元(億米ドル)

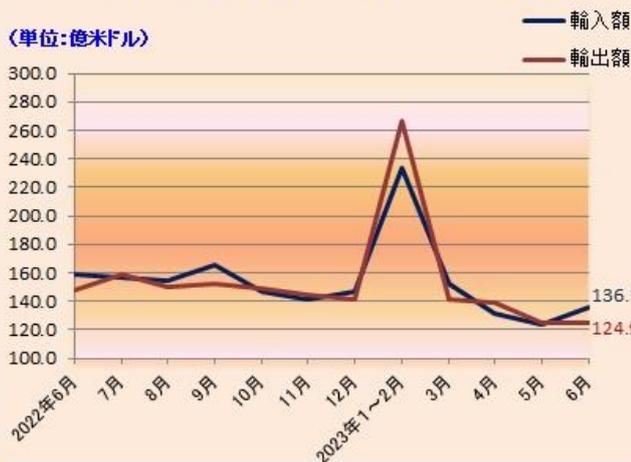
項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	去年同期との比較±%
進出口総額(輸出入総額)	5,000.2	29,181.7	-0.3	-10.1	-4.7
出口総額(輸出総額)	2,853.2	16,634.3	0.5	-12.4	-3.2
进口総額(輸入総額)	2,147.0	12,547.4	-1.3	-6.8	-6.7
進出口差額(輸出入差額)	706.2	4,086.9	-	-	-

注:進出口差額,+が出大于進,-が進大于出

輸出入差額、「+」は輸出>輸入、「-」は輸入>輸出

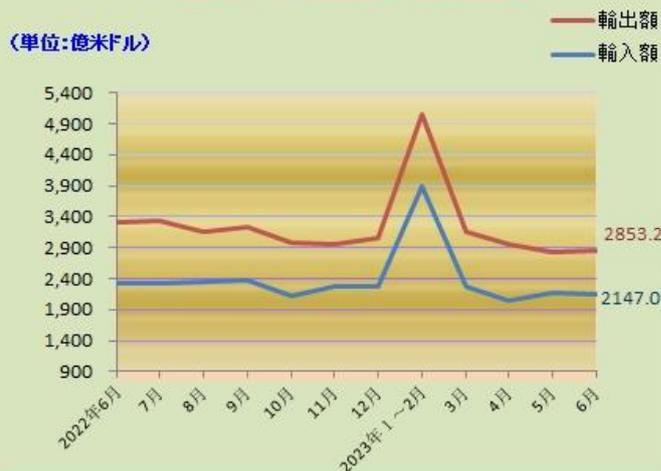
最近一年中国対日本の輸出&輸入額推移

(単位:億米ドル)



最近一年の中国輸出入貿易額推移

(単位:億米ドル)



2023年6月进出口商品主要国別(地区)総値表
(2023年6月輸出入商品主要な国別「地区」総額表)
2023年7月13日

(日本語)		(中国語)		単位:百万美元(百万米ドル)						
輸入原産国(地区)	进口原産国(地区)	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較(%)		
輸出最終目的国(地区)	出口最終目的国(地区)	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	輸出入	輸出	进口
総額	総値	500,023.8	2,918,167.8	285,321.6	1,663,429.8	214,702.2	1,254,738.0	-4.7	-3.2	-6.7
その内、欧州連合	其中：欧州連合	68,824.4	399,172.0	43,955.5	257,949.7	24,868.9	141,222.3	-4.9	-6.6	-1.4
その内、ドイツ	其中：德国	18,412.9	105,895.6	8,978.9	51,943.8	9,434.0	53,951.8	-6.5	-9.8	-3.2
オランダ	荷兰	10,149.1	59,349.7	8,514.4	52,190.3	1,634.8	7,159.4	-4.9	-7	13.9
フランス	法国	7,428.4	40,459.7	4,003.1	21,150.9	3,425.2	19,308.8	0.7	-9.3	14.6
イタリア	意大利	6,409.4	36,622.4	3,934.3	22,967.7	2,475.1	13,654.6	-8	-12.9	1.6
アメリカ	美国	56,667.1	327,264.2	42,694.2	239,350.9	13,972.9	87,913.4	-14.5	-17.9	-3.7
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	77,387.5	447,326.1	43,303.2	263,163.4	34,084.3	184,162.6	-1.5	1.5	-5.5
その内、ベトナム	其中：越南	19,489.0	105,695.7	10,953.2	66,249.7	8,535.8	39,446.0	-3.7	-5.9	0.2
マレーシア	马来西亚	16,665.0	91,312.7	7,580.5	43,709.7	9,084.4	47,602.9	-4.2	2.5	-9.6
タイ	泰国	10,817.6	64,117.5	6,016.2	38,349.9	4,801.3	25,767.6	-5.2	0.4	-12.5
シンガポール	新加坡	9,982.7	55,629.9	7,153.3	40,288.7	2,829.4	15,341.2	18.6	37.2	-12.6
インドネシア	印度尼西亚	10,790.1	69,137.5	5,287.3	32,050.9	5,502.8	37,086.6	-0.4	-5.9	5
フィリピン	菲律宾	5,482.1	36,920.8	3,844.8	27,520.7	1,637.3	9,400.0	-10.8	-6.7	-21
日本	日本	26,096.4	157,012.6	12,491.1	79,340.1	13,605.3	77,672.5	-11.2	-4.7	-17
中国香港	中国香港	23,036.9	133,361.7	22,118.2	126,006.0	918.7	7,355.7	-6.7	-9.8	129.6
韓国	韩国	26,576.0	153,425.7	12,620.5	76,401.3	13,955.5	77,024.4	-16	-4.6	-24.9
中国台湾	中国台湾	22,348.7	123,630.7	5,281.0	32,201.2	17,067.6	91,429.6	-24.4	-24.7	-24.3
オーストラリア	澳大利亚	19,336.7	116,155.8	6,092.3	36,122.0	13,244.3	80,033.8	8.6	0.7	12.5
ロシア連邦	俄罗斯联邦	20,831.3	114,547.0	9,551.3	52,284.0	11,280.0	62,263.0	40.6	78.1	19.4
インド	印度	11,205.2	66,027.5	9,774.2	56,531.8	1,431.0	9,495.7	-0.9	-0.9	-0.6
イギリス	英国	7,862.5	46,942.9	6,346.2	37,101.5	1,516.3	9,841.3	-6.5	-3.7	-15.9
カナダ	加拿大	6,982.8	43,080.1	3,927.5	21,993.4	3,055.2	21,086.7	3.4	-19.3	46.5
ニュージーランド	新西兰	2,012.4	11,367.2	596.5	3,657.4	1,415.9	7,709.7	-11.9	-13.8	-10.9
ラテンアメリカ	拉丁美洲	42,152.1	235,667.5	21,915.0	118,920.0	20,237.0	116,747.6	-0.1	-1.1	0.9
その内、ブラジル	其中：巴西	16,795.7	82,925.0	5,675.7	28,337.9	11,120.0	54,587.0	0.5	-2.1	2
アフリカ	非洲	23,137.3	140,900.0	15,080.2	87,879.4	8,057.1	53,020.6	3.1	15.4	-12.4
その内、南アフリカ	其中：南非	4,286.3	28,249.0	2,076.4	12,571.1	2,209.9	15,677.9	11.7	13.9	10

注：
1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
2. 欧州連合には、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
3. 2020年2月1日から、EUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期にも相応の調整を行った。

中国の6月PPI、前年比-5.4% 約7年ぶりの大幅な落ち込み

中国国家統計局が7月10日に発表した6月の生産者物価指数(PPI)は、前年比5.4%下落し、2015年12月以来最も大幅な落ち込みとなった。消費者物価圧力も21年以降で最も穏やかとなり、当局に需要喚起のための政策対応を迫る結果となった。PPIは前年比で9カ月連続の下落。下落率は5月(4.6%)から予想(5.0%)以上に加速した。6月の消費者物価指数(CPI)は前年比変わらず。豚肉価格の下落が加速したことが主因。5月は0.2%上昇、ロイター調査の予想中央値は0.2%上昇だった。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年比0.4%上昇し、5月の0.6%上昇から鈍化した。中国当局は23年の平均CPI伸び率を約3%としている。22年は2%上昇した。キャピタル・エコノミクスはレポートで、「総合インフレ率は年末までに1%程度に上昇すると予想している。ただそれでも水準的に低く、中国人民銀行(中央銀行)の一段の金融緩和余地を制約することはないだろう」と指摘する一方で、「信用需要が低迷し、通貨が下落圧力にさらされていることから、支援策は主に財政政策を通じて行われると考える。政策金利の今年の引き下げ幅は、あと10ベーシスポイントにとどまると予想する」と述べた。

人民銀行は先月、銀行貸出金利の指標となる最優遇貸出金利(ローンプライムレート、LPR)の1年物と5年物を10カ月ぶりに引き下げた。ジョーンズ・ラング・ラサールのチーフエコノミスト、ブルース・パン氏は「PPIの下落加速は不動産や建設セクターの低迷と鉱工業生産の好調を反映している」と指摘。「ただ、前年比での下落率は底入れした可能性が高く、今年後半には徐々に縮小する」との見通しを示した。

上海証券のアナリストは、人民銀行が貸出金利をさらに引き下げる可能性が高いとし、下期の預金準備率と政策金利の引き下げを見込んでいると述べた。ただ、家計や企業は新型コロナウイルス禍で打撃を受けたバランスシートを改善させようと負債の返済を進めているため、小幅な利下げはローン需要にさほど影響を与えないとアナリストは指摘。需要押上げには財政政策など他の措置が必要だとの見方を示している。

詳細について、下表をご覧ください。

2023年月6份的居民消费价格（CPI）变动情况

（2023年6月消费者物價指数「CPI」变动情况）

（中国語）	（和訳）	6月		1~6月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物價指数	-0.2	0	0.7
其中：城市	その内、都市部	-0.2	0	0.7
农村	農村部	-0.2	-0.1	0.6
其中：食品	その内、食品	-0.5	2.3	2.5
非食品	非食品	-0.1	-0.6	0.3
其中：消费品	その内、消费品	-0.3	-0.5	0.5
服务	サービス	0.1	0.7	0.9
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	-0.1	0.4	0.7
分类别	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	-0.2	2	2.1
粮 食	糧食	0	0.5	1.6
食用油	油脂	-1	1.1	4.7
鲜 菜		2.3	10.8	-2.7
畜肉类	畜の肉類	-1.2	-3.3	1.9
其中：猪肉	その内、豚肉	-1.3	-7.2	3.2
牛肉	牛肉	-1.9	-3.4	-1.1
羊肉	羊肉	-1.3	-1.7	-2.8
水产品	水産品	-1.2	0.5	0.4
蛋 类	卵	-2.2	0.6	3.9
奶 类	ミルク類	-0.1	0.4	0.9
鲜 果	新鮮フルーツ	-1.7	6.4	7.9
烟 草	タバコ	0	1.3	1.3
酒 类	酒	-0.3	0.3	1
二、衣着	三、衣類	-0.2	0.9	0.8
服 装	服装	-0.2	0.9	0.9
鞋 类	靴	-0.2	0.7	0.5
三、居住	八、居住	0.1	0	-0.2
住房租金	住宅家賃	0.1	-0.2	-0.4
水、电、燃料	水、電気、燃料	-0.1	-0.2	0.1
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	-0.5	-0.5	0.5
家用器具	家電機器	-0.9	-1.8	-0.9
家庭服务	家庭サービス	0.1	1.8	1.6
五、交通和通信	五、交通と通信	-0.5	-6.5	-2.3
交通工具	交通機関	-0.4	-4.3	-3.2
交通工具用燃料	交通工具用燃料	-1.3	-17.6	-7.1
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0.1	0.6	0.9
通信工具	通信ツール	-0.2	-1.5	-1.7
通信服务	通信サービス	0	-0.2	-0.2
邮递服务	郵便サービス	0	0.3	0.2
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	-0.2	1.5	1.7
教育服务	教育サービス	0	1.2	1.2
旅 游	旅行	-0.3	6.4	7.1
七、医疗保健	五、医療保健	0.1	1.1	1
中 药	漢方薬	0.8	4.8	4.2
西 药	西洋薬	0	0.2	0.3
医疗服务	医療サービス	0	1.1	1
八、其他用品及服务	六、その他用品とサービス	-0.6	2.4	2.9

2023年6月工业生产者价格（PPI）主要数据
 (2023年6月生産者物価指数「PPI」変動情况)

(中国語)	(和訳)	6月		1~6月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	-0.8	-5.4	-3.1
生产资料	生産手段	-1.1	-6.8	-4.1
采掘	採掘	-3.5	-16.2	-6.6
原料	原料	-1.6	-9.5	-5
加工	加工	-0.6	-4.7	-3.4
生活资料	消費資料	-0.2	-0.5	0.6
食品	食品	-0.2	-0.6	1.3
衣着	衣料品	0.3	1	1.6
一般日用品	一般的な日用品	0.1	0.3	0.6
耐用消费品	耐久消費財	-0.4	-1.5	-0.6
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	-1.1	-6.5	-3
燃料动力类	燃料動力類	-2.8	-11.1	-2.2
黑色金属材料类	黒金属材料	-1.3	-11.2	-8.9
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	-0.5	-4.9	-3.7
化工原料类	化学原料類	-2	-13	-8.4
木材及纸浆类	木材及びパルプ	-1.2	-4.4	0.6
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金属類	-1.6	-5.5	-5
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.2	-2.1	-0.9
农副产品类	農業副産物	-1	-3.6	1.5
纺织原料类	紡織原材料類	0.3	-4.9	-4.5
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-6.4	-19.3	-7.4
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	-1.6	-25.6	-13.5
黑色金属矿采选业	黑色金属鉱物採鉱業	-1.2	-13.9	-9.6
有色金属矿采选业	非鉄金属鉱物採鉱業	0.7	2.8	4
非金属矿采选业	非金属鉱物採鉱業	-0.5	1	2.5
农副食品加工业	農業の食品加工業	-0.7	-2.1	2.1
食品制造业	食品製造業	-0.1	-1.3	-0.2
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0.1	1.1	1.3
烟草制品业	タバコ製品業	0	0.5	0.5
纺织业	紡績業	-0.1	-4.7	-4
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0.2	0.6	1.1
木材加工和木、竹、藤、藤、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	-0.7	-1.5	-1.1
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-1.2	-6.7	-3.9
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.2	-0.3	-0.4
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-2.6	-20.1	-8.1
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-2.6	-14.9	-9.4
医药制造业	医薬品の製造	0.1	0	0
化学纤维制造业	化学繊維製造業	-0.3	-6.7	-3.7
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.3	-4.4	-3.4
非金属矿物制品业	非金属鉱物製品業	-1.9	-6.4	-6.1
黑色金属冶炼和压延加工业	黑色金属精錬と圧延加工業	-2.2	-16	-13.3
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金属を製錬すると圧延加工業	-0.8	-7.2	-7
金属制品业	金属製品業	-0.4	-4.3	-3.7
通用设备制造业	汎用設備製造業	0.1	-0.4	-0.2
汽车制造业	自動車製造業	-0.3	-1.3	-0.9
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	0	0.1	0.6
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	0	-2	-0.7
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	-0.8	1.3	2.1
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	-1.4	-1.5	3.4
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0.1	0.5	0.4

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



会計・税務情報

予納申告における研究開発費用の加算控除政策を最適化



企業の革新発展をさらに支援するために、2023年6月21日に、国家税務総局と財政部は付共同で、「予納申告における研究開発費用の控除加算政策の最適化に関する公告」(国家税務総局 財政部公告 2023年第11号)を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

1. 企業は7月において企業所得税の第2四半期(四半期毎申告)又は6月度(月次申告)の予納申告を行う際に、研究開発費用を正確に集計することができる場合、自社の生産経営の実態を踏まえて、自主的に当年度上半期の研究開発費用について控除を加算できる優遇政策の享受を選択可能である。
7月において上述優遇政策の享受を選択しなかった場合は、10月の予納申告または年度確定申告の際に研究開発費用を正確に集計できるのであれば、自社の生産経営の実態を踏まえて、10月の予納申告または年度の確定申告の際に、優遇政策の享受を選択可能である。
2. 企業は10月において、企業所得税の第3四半期(四半期毎申告)又は9月度(月次申告)の予納申告を行う際に、研究開発費用を正確に集計することができる場合、自社の生産経営の実態を踏まえて、自主的に当年度第1四半期から第3四半期の研究開発費用について控除加算の優遇政策の享受を選択可能である。
10月において上述優遇政策の享受を選択しなかった場合は、年度確定申告の際に研究開発費用を正確に集計することができるのであれば、自社の生産経営の実態を踏まえて、年度確定申告の際に優遇政策の享受を選択可能である。
3. 企業が研究開発費用の控除加算優遇政策を享受する際には、「真実発生、自己判断、申告享受、関連資料の保存」の処理方式を採用し、企業が実際に発生した研究開発費用の支出に基づき、控除加算の金額を自ら計算し、『中華人民共和国企業所得税月(四半期)度予納納税申告書(A類)』を記入し、税収優遇を享受する。また、控除加算の優遇を享受する研究開発費用の状況(上半期あるいは第1四半期から第3四半期)に基づいて、『研究開発費用加算控除優遇明細書』(A107012)を記入する。『研究開発費用加算控除優遇明細書』(A107012)は、調査に備える資料として、規定されたその他の資料と一緒に保存する。
4. 本公告は2023年1月1日より施行する。「企業の予納申告における研究開発費用の加算控除優遇政策の適用に関する公告」(国家税務総局 2022年第10号)は同時に廃止される。

「対外関係法」の要点

1. はじめに

2023年6月28日、全国人民代表大会常務委員会が「対外関係法」(以下「本法」という)を公布し、2023年7月1日に本法が施行された。本法2条によると、本法は、中国と各国との外交関係及び経済・文化等の各分野における交流と協力の発展、並びに国連等の国際組織との関係の発展に適用される。

中国は「信頼できない実体リストに関する規定」、「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」、「反外国制裁法」等の法令を相次いで制定してきたが、これまで基礎的・総合的な渉外法令は存在しなかった。本法の制定はこの欠陥を補填し、渉外立法の分野において統合的・総括的な作用を発揮した。中国外交担当トップの王毅氏は、中国の対外政策において普遍的な指導的意義を有する方針・原則を確立したことに本法の意義があり、他の渉外法令に授權と指導を提供し、必要な継ぎ目を十分に残したと説明している。本法は、総則、対外関係の職権、対外関係発展の目標任務、対外関係の制度、対外関係発展の保障など全6章45条からなり、政治、経済、文化その他多くの分野と関わる以下、本法の要点について概説する。

2. 新法の要点

(1) 渉外分野の立法及び関連法令の適用の法律面における明確な強化

国内法の域外効力に基づいて、一国の国家機関は、本国領土外で行われた行為に対し本国領土内において規制を行うことができる。異なる国の域外効力ある法律の間に立法の衝突が生じ、かつ、法執行機関・司法機関が多国間メカニズムに基づく他の関係国との調整を経ずに関連法令の適用又は執行を実際に行った場合には、他国の利益に損害が生じうる。近年、一部の先進国の対中制裁が激化し、自国の国内法に依拠して中国に対し輸出管理、金融投資、独占禁止等の分野で一方向的な制裁及び「ロングアーム管轄」を実施しているが、これは内政不干渉の原則等の国際法の基本原則に悖るものと考えられる。

本法の制定は、渉外分野の立法及び法治体系の確立の強化を強調し、中国が正常な国際経済貿易取引の展開を保障するために原則的な根拠を提供した。本法32条によると、渉外分野の法令の施行及び適用を強化するとともに、法により法執行・司法等の措置を講じて、国の主権、安全、発展の利益を擁護し、中国の公民・組織の合法的な権利・利益を保護する。全国人大常委会法工委の責任者が記者からの質問への回答で表明したところによると、この規定は個別国家の「ロングアーム管轄」とは異なり、中国はそのような方法による国際覇権の獲得に断固反対する。本法19条によると、中国は、国連を中心とする国際体系を擁護し、国際法を基礎とする国際秩序を擁護し、国連憲章の趣旨及び原則を基礎とする国際関係の基本的規範を擁護し、前出の32条も同様に、渉外分野の法令の施行及び適用については、国際法の基本原則及び国際関係の基本的規範の遵守を基礎として確立しなければならないことを明確化した。これらの規定は、中国が対外関係の発展において国際慣例を尊重し、国の主権、安全、発展の利益及び国の尊厳を断固と守り、中国の公民・組織の合法的な権利・利益を保護することに関する態度を反映している。

(2) 報復及び制限措置に関する法的根拠の拡充

「対外貿易法」によると、いかなる国・地域が貿易面において中国に対し差別的な禁止、制限等の措置を講じたとき、中国は、その国・地域に対して相応の措置を講ずることができる(7条)。その後、商務部は、「対外貿易法」、「国家安全法」等に基づいて、2020年9月に「信頼できない実体リストに関する規定」を公布し、信頼できない実体リストに掲げられた外国の実体に対しては、中央国家機関の関連部門が参加する職務機関において関連する制限・禁止の措置を講ずることができるものとした。また、2021年1月に公布された「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」は、外国の法律及び措置に不当な域外適用の事情が存在するときは、商務部において関連する外国の法律及び措置の承認、執行、遵守を禁ずる禁止令を公布することができることと定めた(7条)。さらに、2021年6月に公布された「反外国制裁法」は、中国が相応の報復措置を講ずることができる範囲を、「外国の国家が国際法及び国際関係の基本的規範に違反し、各種の口実により又はその国の法律に基づいて我が国を抑止し、抑圧し、我が国の公民、組織に差別的な制限措置を講じ、我が国の内政に干渉したとき」に拡張するとともに、報復措置の具体的な種類、対象、手続及び機関を定めた。

他方、輸出入の分野では、2020年10月に公布された「輸出管理法」が規制リスト制度(18条)を定めるとともに、同法の域外適用效力(44条)、対等原則(48条)を明らかにしており、当該規定も、一定の間接的な制裁の効果を有している。

本法33条は、中国が相応の報復及び制限の措置を講ずることができる適用対象を、国際法及び国際関係の基本

的規範に違反し、中国の主権、安全、発展の利益を害する行為と定めた。このような状況の下、国務院及びその部門は、必要な行政法規、部門規則を定め、相応の職務の制度及び機関を確立し、部門の協力連携を強化し、関連する報復及び制限の措置を確定及び実施するとともに、その決定は最終の決定であるとされている。

当該規定は、防止、警告及び威嚇の作用の發揮に役立ち、中国の法による反制裁・反干渉の正当な権利の行使に法律的な根拠を提供し、法治の方法・手段による断固たる有効な国の利益の擁護に資する。

(3) 条約の施行及び適用に関する制度の規定

中国は、1990年に「条約締結手続法」を制定したが、条約の施行及び適用に関する相応の法律規定は定められていなかった。本法は、条約・協定と中国憲法との関係を初めて法律の形式で規範化し、その30条によると、国は、憲法及び法律に従って条約及び協定を締結し、又はこれに加盟し、関連する条約及び協定に定める義務を善意をもって履行し、国が締結又は加盟する条約及び協定は、憲法と抵触してはならない。また、本法は、国が適切な措置を講じて条約及び協定の施行及び適用をし、その際は国の主権、安全及び社会の公共利益を害してはならないと定めるとともに(31条)、国が措置を講じて、国連安全保障理事会が国連憲章第7章に基づいて下した拘束力ある制裁決議及び関連措置の執行をすることを明らかにした(35条)。

3. おわりに

以上において論じた内容以外に、本法は、対外交流協力の強化に関する方針を強調し、大国の調和及び良性交流の促進、「親睦・誠意・互惠・包容」の理念及び「与隣為善、以隣為伴」の方針に従った周辺国との関係の発展に関する定め(18条)、民間の対外的な友好交流・協力の積極的な展開の国による奨励(7条)、対外関係発展の必要に基づく教育、科学、文化、衛生、体育、社会、生態、軍事、安全、法治等の分野における交流協力の展開(28条)を明確化した。本法はさらに、中国国内の外国人及び外国組織の合法的な権利及び利益の保護(38条)、法執行・司法の分野の国際協力の推進(39条)等についても関連する規定を定めている。

「日中平和友好条約」締結45周年にあたり、両国は近年、デジタル経済、健康養老、グリーン発展等の分野で友好的な協力関係をさらに進化させている。本法の制定に伴い、日本企業は、対中貿易活動を展開する過程において、異なる国の法律の域外適用を受け、中国の法令による企業活動に対するコンプライアンス要求を満たすため、中国の渉外法律体系に対する全体的な理解と関連規定の遵守をさらに重視しなければならない。

また、本法は、中国の渉外分野の基礎的、総合的な法律であることから枠組規定が多く、企業は、複雑で変わりやすい国際情勢によりもたらされるコンプライアンスの課題に柔軟に対応できるよう、今後の関連法令・政策の公布及び関連する法執行の動向を常に注視する必要がある。

情報提供 金杜法律事務所

人事労務情報

社会保険納付基数の調整について

上海市では、2020年から毎年7月1日に、社会保険及び住宅積立金の納付基数を調整されます。これに合わせて最低賃金基準の変更がある場合には、7月1日より適用されることになっています。社会保険の納付基数の上、下限については、通常、上海市の前年度従業員月平均賃金を基準とし、基準の300%が上限、基準の60%を下限に設定しています。住宅積立金の納付基数の下限は、最低賃金基準を最低限として設定しています。

今年6月下旬、上海市人力資源・社会保障局は上海市の2022年度従業員平均賃金及び最低賃金基準を公表しました。2023年度の社会保険及び住宅積立金の納付基数の上限と下限がこの平均賃金を基に調整されます。

上海市の2022年度従業員月平均賃金は12,183円で、月最低賃金基準は2,590元から2,690元に引き上げられました。これに基づき、社会保険及び住宅積立金の納付基数は7月1日より、上限は昨年の34,188元から36,549元に引き上げられ(上昇率約7%)、社会保険の下限は昨年の6,520元から7,310元に引き上げられています(上昇率約12%)。住宅積立金の下限は昨年から変更は無く2,590元のままになります。

調整後、2023年7月1日から適用される上海市の社会保険及び住宅積立金の納付基数と納付比率は、下表のとおりです。



項目	前年度社会月平均賃金	納付基数		納付比率		合計
		下限	上限	会社負担	個人負担	
養老保険	12,183元	7,310元	36,549元	16%	8%	24%
失業保険				0.5%	0.5%	1%
労災保険（※1）				0.16%～1.52%	—	0.16%～1.52%
基本医療保険				8.5%	2%	10.5%
地方附加医療保険				1.5%	—	1.5%
住宅積立金		2,590元	5%～7%	5%～7%	10%～14%	
合計				31.66%～35.02%	15.5%～17.5%	47.16%～52.52%



特別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道！
 ≪新コーナー≫ 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第92回：「“気をつけろ！ハリケーンがやってくる！！”
 注意する者、される者・・・、日ごろの幹部と社員の“現状把握力”と“相互理解力”
 が、常に試されるのです！！！」

私が、ある大手企業の下請けグループ企業の一つである、和歌山の100人規模の会社の社長に就任して間もなくのことでした。

私は、着任した会社の朝礼で、全社員を前に、次のように話しました。

「着任以来、私が感じた“わが社の現況”のイメージを、皆さんに率直に話します。のどかな風景の牧場で、100匹の子羊が、のんびりと牧草を食べています。その牧場には、長年雇われている数匹の番犬（幹部）たちと、最近やって来た新任の羊飼（社長）がいます。馬に乗った羊飼いが、牧場を見渡すと、ず～～と向うの地平線に、小さな筋の“ハリケーン”が見えます。さあ～、大変です！！羊飼いは、大声で番犬に危険を知らせ、100匹の子羊を小屋に入れなければなりません。しかし、下を向いて牧草を食べている子羊や番犬たちには、遠くのハリケーンの姿など、一切目に入らないし、日ごろから、ゆっくりモードに浸っている彼らには、その危機感が伝わりません！ハリケーンの姿はどんどん大きく近づいてきます！！さあ～～、子羊たちは、一体どうなるのでしょうか？！・・・？？？

こんな現象は、「誰が悪い！」というのではなく、「立場の違い！」と、日ごろの情報交換の欠如が、この状況を醸し出すのです。

企業では、「注意する者、される者」、それぞれが、立場の違いを認識しながら助け合う、そんな日ごろの“現状把握力”と“相互理解力”が、試されるのです！！

私は、それから和歌山工場で、週2回・15分間の「幹部との情報（意思）交換会」を持つようにしたのです。

（お問い合わせ先）

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路2201号

上海國際貿易中心2415室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

お問い合わせは
MYDOまで!!

